



【ご確認ください】

任意後見用

- 1 申立書に監督人の候補者を記載されていても、その候補者以外の方（弁護士、司法書士、社会福祉士等の第三者）が監督人に選任されることが一般的です。
- 2 審判前であっても、申立ての取下げには裁判所の許可が必要となります。
- 3 審判がなされた後についても、申立人や後見人等の都合により制度の利用を中止することはできません。
- 4 裁判所の審判で定められた監督人の報酬は、本人の財産から支払われることとなります。
- 5 監督人の選任及び報酬については、不服申立て（即時抗告）の規定はありません。